

資 料 提 供	
平成27年11月18日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (岩 崎)
電 話	0857-26-7043

平成27年11月定例県議会付議案

議案第 1号 平成27年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 5号 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の設定について（循環型社会推進課）

使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境の保全を図るものである。

(概 要)

- ①県民、県等の責務を定める。
- ②使用済物品回収業を営もうとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- ③使用済物品回収業を営む者について、使用済物品を屋外で保管し、又は運搬するときに従わなければならない基準を設ける。
- ④使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。
- ⑤使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、当該取引に関する記録を作成しなければならない。
- ⑥使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。
- ⑦何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならず、それを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。
- ⑧知事は、必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、記録、書類その他の物件を検査させることができる。
- ⑨改善命令
 - ア 知事は、使用済物品回収業を営む者が③及び④の基準等に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - イ 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が使用済物品を処分していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ⑩罰則
 - ア 改善命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
 - イ 使用済物品回収業を営む者が、届出、記録の作成又は報告若しくは検査の業務に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

[平成28年4月1日施行 ほか]

議案第 6号 地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例の設定について
(住まいまちづくり課)

高齢者、障がい者を含む全ての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくり及びコンパクトなまちづくりを行い、地方創生の推進を図るものである。

(概要)

- ①市街化調整区域内において社会福祉施設の整備促進又は空き家の有効活用を図る目的で行われる開発行為又は建築物の用途の変更については、鳥取県開発審査会の議を経ることなく、許可できることとする。
- ②特別特定建築物の規模を引き下げて建築物移動等円滑化基準の適用対象を上げるとともに、建築物移動等円滑化基準として、車いす使用者用駐車場への屋根の設置等を追加する。
- ③最近の道路その他の公共施設の整備状況等を踏まえ、住民生活での必要性が低いサービスを提供する施設を立地を誘導する施設から除外等する。

[平成 28 年 1 月 1 日施行 ほか]

議案第 7号 鳥取県基金条例の一部改正について (財政課)

次のとおり鳥取県原子力防災対策基金を新たに設置するものである。

(新たに設置する基金の概要)

名 称	設 置 目 的
鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。

[公布施行]

議案第 8号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について (会計指導課、医療政策課)

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の借受者の臨床研修先を県内病院に誘導できるよう、当該奨学金の返還に係る債務の免除条件を改めるものである。

(概要)

債務の免除条件に係る指定病院等における常勤医師としての業務に従事した期間に、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加える。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料等の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。

(設 定)

区 分	単 位	金 額
鳥取県手数料徴収条例の一部改正		
行政不服審査法に基づく写し又は書面の交付	用紙1枚につき	10円（複色の場合は、20円）
食鳥処理衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円
食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円
地域限定特例通訳案内士の登録	1件につき	4,000円
地域限定特例通訳案内士の登録証の訂正	1件につき	3,000円
地域限定特例通訳案内士の登録証の再交付	1件につき	3,000円
農産物検査に係る登録検査機関の登録	1件につき	150,000円
農産物検査に係る登録検査機関の登録の更新	1件につき	10,100円
農産物検査を行う農産物の種類の増加に係る変更の登録	1件につき	30,000円
農産物検査に係る登録区分の増加に係る変更の登録	1件につき	150,000円
牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査	1件につき	680円
鳥取県食品衛生条例の一部改正		
食品衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円
食品衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円

(引上げ)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
鳥取県手数料徴収条例の一部改正			
介護支援専門員実務研修	1 件につき	14,800 円	42,000 円
介護支援専門員実務研修 (再研修)	1 件につき	14,800 円	26,000 円
介護支援専門員 (実務未経験者) に対する更新研修	1 件につき	14,800 円	26,000 円
介護支援専門員 (実務経験者) に対する初回の更新研修	1 件につき	21,000 円	50,000 円
介護支援専門員 (実務経験者) に対する 2 回目以降の更新研修	1 件につき	12,200 円	18,000 円
技能検定試験の実技試験	1 件につき	16,500 円を超えない範囲内の額	17,900 円を超えない範囲内の額
鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正 (1 試験片の場合)			
強度試験 (曲げ試験、引張試験又は圧縮試験)	1 件につき	1,090 円	3,360 円
強度試験 (壁状構造物試験)	1 件につき	10,030 円	13,720 円
実大強度試験 (曲げ試験又は圧縮試験)	1 件につき	4,280 円	8,140 円
接着強度試験	1 件につき	1,090 円	3,360 円
鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正			
海水供給施設の利用に係る使用料	給水量 1 立方メートルにつき	137 円	148 円

(引下げ)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正			
魚体選別機 (選別部)	使用重量 1 キログラムにつき	3 円	2 円
魚体選別機 (フィッシュポンプ)	使用重量 1 キログラムにつき	3 円	50 銭

(廃 止)

区 分
鳥取県手数料徴収条例の一部改正
雌牛の体内からの受精卵の採取
牛の受精卵の雌雄判別
鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正
実大強度試験 (引張試験)
環境試験 (燃焼試験)
物性試験

(その他見直し)

調理師試験の実施事務を厚生労働大臣が指定する者に行わせる場合には、当該事務に係る手数料をその者の収入とする等、所要の改正を行うものである。

(参 考)

区 分	単 位	金 額
鳥取県手数料徴収条例の一部改正		
調理師試験の実施	1 件につき	6,100 円

[平成 28 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第 10 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について
(警察本部生活安全企画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業（深夜において客に遊興をさせ、かつ、酒類を提供して飲食をさせる営業）を営むときは公安委員会の許可が必要とされたこと等に伴い、当該許可を受けることができる地域を定める等、所要の改正を行うものである。

(概 要)

①特定遊興飲食店営業の規制

ア 許可をする地域は、鳥取市弥生町周辺及び米子市朝日町周辺（風俗営業者が午前 1 時まで営業することができる地域と同じ。）とする。

イ 午前 5 時から午前 6 時までの営業は、禁止する。

ウ その他の規制については、風俗営業者と同様とする。

②風俗環境保全協議会の設置

①のアに掲げる地域に、警察署長、風俗営業者、特定遊興飲食店営業者その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会を置く。

[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

議案第11号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部生活安全企画課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業を営むときは公安委員会の許可が必要とされたことに伴い、当該許可の事務について新たに手数料を徴収する等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
営業許可（3月以内の期限を限って営む営業に係るもの）	1件につき	14,000円
営業許可（その他の営業に係るもの）	1件につき	24,000円
許可証の再交付	1件につき	1,100円
営業の相続に係る承認	1件につき	8,600円
営業者たる法人の合併に係る承認	1件につき	11,000円
営業者たる法人の分割に係る承認	1件につき	11,000円
営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき	9,900円
許可証の書換え	1件につき	1,400円
特例特定遊興飲食店営業者の認定	1件につき	13,000円
認定証の再交付	1件につき	1,100円
管理者講習の実施	1時間につき	650円

[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

議案第12号 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

（情報政策課）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され、電子署名に係る認証業務は地方公共団体情報システム機構が行うとされたことに伴い、その業務に係る手数料について定める条例を廃止するものである。

[平成28年1月1日施行]

議案第13号 工事請負契約（鳥取県立米子コンベンションセンター床機構改修業務）の締結について

（文化政策課）

工 事 名：鳥取県立米子コンベンションセンター床機構改修業務

工 事 場 所：米子市末広町

契約の相手方：三精テクノロジーズ・佐藤総合計画グループ

契 約 金 額：784,350,000円

工事完成期限：平成29年3月5日

議案第14号 財産を無償で譲渡すること（石垣）について（博物館）

相 手 方：鳥取市

譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市東町二丁目124番地	工作物	一式（石垣）

無償譲渡理由：鳥取市は、同市が実施する大手登城路復元整備事業における中ノ御門の復元に当たり、可能な限り建設された当時と同質の石で石垣を復元するよう文化庁から求められている。

しかし、その石が不足しているため、同市から使用したい旨の要望があった石垣について、無償で譲渡しようとするものである。

議案第15号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について（産業振興課）

産業技術センター食品開発研究所実験棟の除却に伴い、法人の定款に除却年月日を記載するものである。

議案第16号 県道の路線の認定（卯垣正蓮寺線）について（道路企画課）

卯垣正蓮寺線（起点：鳥取市卯垣、終点：鳥取市正蓮寺）を認定するものである。

議案第17号 県道の路線の廃止（奥谷正蓮寺線）について（道路企画課）

卯垣正蓮寺線を県道認定することによる重複のため、奥谷正蓮寺線（起点：鳥取市国府町奥谷、終点：鳥取市正蓮寺）を廃止するものである。

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山青年の家）について（社会教育課）

鳥取県立大山青年の家の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：公益財団法人鳥取県教育文化財団（公募）

指 定 の 期 間：平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第19号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立船上山少年自然の家）について（社会教育課）

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：TKSS・富士総合警備保障共同企業体（公募）

指 定 の 期 間：平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第20号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成28年度宝くじ発売総額：53億円以内

（平成27年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第21号 平成26年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳 入 359,881,877千円

歳 出 346,137,071千円 翌年度に繰り越すべき財源 3,282,735千円

差 引 13,744,806千円 実質収支 10,462,071千円

特別会計歳入歳出決算額

歳 入 127,383,112千円

歳 出 125,582,121千円

差 引 1,800,991千円

議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課等）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行うものである。

（概要）

①職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給 料 表：全給料表の給料月額の改正

イ 初 任 給 調 整 手 当：限度額の引上げ

ウ 期 末 手 当：支給割合の引上げ

エ 勤 勉 手 当：支給割合の引上げ

②任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給 料 表：給料表の給料月額 of 改正

イ 期 末 手 当：支給割合の引上げ

③鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正
一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行う。

[公布施行 ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 平成26年度鳥取県継続費精算報告書について (財政課)

事業名	年度	精算額 (円)
議場照明LED化事業費	25～26年度	16,064,400
鳥取県立県民文化会館舞台床改修事業費	25～26年度	167,200,800
さわやかな学校環境創出事業費	25～26年度	221,212,067
鳥取西高等学校整備事業費	25～26年度	170,000,000
米子東高等学校改築整備事業費	25～26年度	11,999,880
米子東高等学校整備事業費	25～26年度	137,066,040
県立高等特別支援学校整備費	23～26年度	2,023,408,295
西部病弱高等部整備事業費	25～26年度	5,173,200
県営米子屋内プール耐震化推進事業費	24～26年度	503,110,590

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年10月20日専決)

(農林水産総務課)

和解の相手方：米子市 農業協同組合

和解の要旨：県は、損害賠償金 71,280 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 27 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、用務先の敷地内に駐車しようとした際、運転操作を誤ったため、和解の相手方が所有する倉庫に衝突し、シャッター枠及びコンクリート部を破損させたものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年10月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 123,400 円 (県過失 4 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 5 月 28 日、和解の相手方が、軽乗用自動車一般県道八東停車場線から沿道の敷地に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が損傷したものである。

(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について

(平成27年10月28日専決) (警察本部生活環境課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の改正を行うものである。

[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(4) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について (平成27年10月28日専決)

(警察本部警備第二課)

電気事業法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月2日専決）（障がい福祉課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 104,230 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 9 月 16 日、医療指導課兼障がい福祉課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 鳥取県旅館業法施行条例等の一部改正について（平成27年11月2日専決）

（くらしの安心推進課等）

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。
(改正する条例)

- ・鳥取県旅館業法施行条例
- ・鳥取県立産業人材育成センター条例
- ・鳥取県福祉のまちづくり条例

[公布施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月2日専決）（県土総務課）

和解の相手方：岡山県真庭郡新庄村 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 953,926 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 2 日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、道路脇で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方に停車中の和解の相手方所有の小型乗用二輪自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(8) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年11月2日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名 保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者並びにその連帯保証人及び保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年11月2日専決）

（人権教育課）

相手方：連帯保証人 1名 保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者の連帯保証人及び保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(10) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（平成27年11月2日専決）

（病院局総務課）

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の改正を行うものである。

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月4日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 鳥取市 法人
乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 3,425,047 円を甲に支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 266,746 円を乙に支払うものとする。
（県過失 10 割）

事故の概要：平成 27 年 7 月 6 日、鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、外側車線から対向車線へ転回しようとした際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型特種自動車（バキュームカー）に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月4日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：岡山市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 466,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 16 日、警察本部捜査第一課兼米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月4日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：神戸市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 250,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 20 日、鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月5日専決）

（道路企画課、警察本部監察課）

和解の相手方：甲 琴浦町 個人
乙 倉吉市 企業（共済組合連合会）

和解の要旨：県は、損害賠償金 50,000 円を和解の相手方甲に、83,261 円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。（県過失 6 割）

事故の概要：平成 27 年 1 月 17 日、和解の相手方甲が、一般県道下市赤碕停車場線を軽乗用自動車で行中、腐食により倒れていた道路照明灯に衝突し、同車両が破損したものである。

また、同車両が衝突したはずみで、同道路照明灯が停車していた普通特種自動車（パトカー）に衝突し、当該普通特種自動車が破損したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年11月5日専決）（博物館）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 287,653 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 7 月 31 日、博物館の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 13 件